平成２３年（フ）第９００号
北九州市若松区大字畠田915番地１　カンパーニャヴェルデA102
債務者　石橋　淳也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県田川郡福智町伊方3287番地２
債務者　竹下　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３３３号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬746番地４
債務者　南里エステラインペリアルこと　ＮＡＮＲＩ　ＥＳＴＥＬＡ　ＩＭＰＥＲＩＡＬ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
佐賀県鳥栖市藤木町2274番地４
債務者　中山　絹代
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
佐賀県佐賀市末広１丁目８番17号
債務者　板坂　正浩
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺670番地４
債務者　野田　和子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番９―23号
債務者　福元　康代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目25番８―22号
債務者　酒匂　篤徳
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番25号　プライムビル401号
債務者　金森　未央
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９４号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝663番地１
債務者　平井よりみ
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第７０号
北海道北見市常盤町３丁目７番７号　河村荘１Ｆ
債務者　山田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
秋田県由利本荘市水林256番地47
債務者　北林　賢考
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１９２号
茨城県取手市新町６丁目２番17号
債務者　小泉はる香
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
茨城県取手市井野団地１番21―101号、前住所茨城県取手市寺田6336番地２
債務者　岡野　一則
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
茨城県稲敷市月出里622番地20
債務者　成毛　美和（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
長野県茅野市本町西５番34号　石田アパート西下、前住所長野県茅野市宮川6643番地５
債務者　繁野　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６８９号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番９―107号
債務者　加瀬　治男
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係